

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

被告人の上告趣意第一、二点について。

右は、要するに原審の量刑を不当とするものであるが、かかる事由は上告の適法な理由とすることはできない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は全裁判官一致の意見である。

検察官 安平政吉関与

昭和二六年三月二日

最高裁判所第二小法廷

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 霜 | 山 | 精 | 一 |
|--------|---|---|---|---|

|     |   |   |  |   |
|-----|---|---|--|---|
| 裁判官 | 栗 | 山 |  | 茂 |
|-----|---|---|--|---|

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 裁判官 | 小 | 谷 | 勝 | 重 |
|-----|---|---|---|---|

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 裁判官 | 藤 | 田 | 八 | 郎 |
|-----|---|---|---|---|